

磐田市告示第 3 5 7 号

磐田市子育て短期支援事業実施要綱（平成 2 3 年磐田市告示第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

磐田市長 草 地 博 昭

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 9 条 事業を利用しようとする者は、この告示に規定する申請書を、書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、市長が認める方法により提出することができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。